

## 目標3 社会・経済活動の指導的地位への女性の進出促進

活力ある社会を築いていくためには、女性が社会・経済活動において能力を発揮できる機会の確保が不可欠であり、特に、行政・政治分野や企業管理・研究分野、地域における指導的地位への女性の進出が必要です。

福岡県では、政策・方針決定の場への女性の参画を進めるために、県審議会等における女性委員の登用率を平成22年度末までに40%とする目標を設け、取組を進めてきました。平成22年4月1日現在で40.4%と目標を達成しました。市町村の審議会等女性委員比率も向上しています。また、多くの女性が県内で起業するなど活躍しています。

しかしながら、女性が政治及び経済活動に参加し意思決定に参加できるかどうかを測るジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は、世界109カ国中57位（2009年）と低位であり、女性が能力を発揮する機会が十分に確保されている状況にはありません。

また、県内でも、自治会役員、民間事業所管理職、農・漁協役員、研究者などの女性比率はいずれも15%以下と、男性に比べて著しく低く、多様性や柔軟性が各種組織や地域社会に十分に生かしきれていない状況にあるとも言えます。社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力が発揮され、男女が政策・方針決定と責任を共に担うことは、持続可能な活力ある社会づくりに不可欠です。

なお、本計画において「参画」とは、公的な政策決定の場や事業所の意思決定の場に限らず、様々な分野での企画、事業運営に、主体的に自らの意思を反映させる関わり方をすることをいいます。

### 施策の方向(1) 行政、政治分野への女性の参画促進

県における審議会等の女性委員の比率については、引き続き40%以上を維持するとともに、市町村における審議会等への女性登用を支援します。また、県の女性公務員の登用等を推進し、市町村における女性の登用を促します。

社会への参画に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、女性に対しその機会を積極的に提供する積極的改善措置（ポジティブアクション）について研究、検討していきます。

#### 【具体的な施策】

##### ア 県、市町村における政策・方針決定過程への女性の参画促進

②7 県の審議会等における女性委員の登用推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 県の審議会等における女性委員の比率については引き続き40%以上を維持するとともに、女性委員の比率が40%未満の審議会に対し、女性の登用を促進する取組を進める。</li><li>○ 県審議会等の委員選任に公募制を取り入れるなど、委員の選任方法の見直し等も検討する。</li></ul>	全 庁
------------------------	---	-----

<b>②8 県の女性公務員の登用等の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性公務員の職域拡大並びに登用を一層推進する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県行政機関女性職員や女性教員の効果的な人材の育成</li> <li>・配置による職域拡大・積極的登用</li> <li>・女性警察官の職域拡大</li> </ul> </li> <li>○ 管理職員等の女性職員活用に関する意識改革のための取組を推進する。</li> <li>○ 女性職員の研修参加を推進する。</li> <li>○ 育児休業期間中も業務に関する情報を得ることができるよう、育児休業期間中の職員に対する情報提供を推進する。</li> </ul>	総務部 教育局 警察本部
<b>②9 市町村における女性の登用促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の審議会等における女性委員登用を促進するため、情報の提供、女性委員の研修等支援を行うとともに、数値目標を設定するなどの実効ある取組を働きかける。</li> <li>○ 市町村女性職員の登用状況を調査し、公表する。</li> <li>○ 県男女共同参画センター等において、女性委員・職員のための研修会を実施する。</li> </ul>	企画・地域振興部 新社会推進部

#### イ 政治分野への女性の進出促進

<b>③0 政治分野への女性の進出促進に向けた研究、検討</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政治分野への女性の進出を促進するため、実効性ある取組について研究、検討する。</li> </ul>	新社会推進部
----------------------------------	--	--------

### 施策の方向(2) 企業管理、科学技術・研究分野への女性の参画促進

企業における女性の登用や能力開発は企業の発展に不可欠であることへの理解を促します。科学技術分野をはじめ、研究者全体に占める女性研究者の割合は増加傾向にありますが、欧米諸国と比較して低い状況にあります。女性研究者が結婚・出産後も研究活動を継続していくための環境整備などを進めるとともに、女子学生・生徒が科学技術分野にも関心・理解を高める取組が必要です。

#### 【具体的施策】

##### ア 企業における方針決定過程への女性の参画促進

<b>③1 企業における方針決定過程への女性の参画促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の方針決定過程への登用を進め、企業の発展にもつながる積極的改善措置の重要性と効果について、企業の理解の促進を図る。</li> <li>○ 職場における女性の能力開発や意識向上を図り、職域拡大や管理職への登用を促す。</li> <li>○ 女性労働者の能力発揮のため、情報提供、相談、研修等の充実を図るとともに、女性の登用促進についての男性の理解を得る取組を進める。</li> </ul>	新社会推進部 福祉労働部
---------------------------------	--	-----------------

## イ 科学技術・研究分野への女性の進出促進

<p><b>③② 科学技術分野などへの女性の進出</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 科学技術分野への女性の進出を促すため、若年層が理工系分野への関心・理解を高めるよう啓発を行う。</li> <li>○ 女子学生が理工系分野に関心・理解を高めるよう、親、教師を含めて情報提供を行う。</li> <li>○ 女性の研究者等の状況について、大学関係者と情報交換を図る。</li> </ul>	商教 工育 部庁
----------------------------------	---	----------------

## 施策の方向(3) 地域における方針決定過程への女性の参画促進

地域の自治組織や各種団体において女性の登用が組織の活性化につながることへの理解を促し、地域役員等、地域における方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

農林水産業、商工業においては、家族経営、自営業が多く、労働時間と生活時間に明確な区別がつきにくく、労働の評価もわかりにくい状況があります。また、地域のリーダーとして活躍したり、事業経営・運営に主体的に関わる女性が多くなってきているものの、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣が残っていることから、方針決定の場等への参画はまだ不十分です。女性も事業の担い手として活躍できるよう、能力を発揮する機会の提供、能力向上のための支援等を行います。

### 【具体的な施策】

#### ア 地域役員等への女性の進出促進

<p><b>③③ 地域における方針決定過程への女性の参画促進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域役員等については、地域活動で女性が担う役割に比べ、女性の参画が進んでいないため、女性の参画を促進する。</li> <li>○ 各種団体において、女性の登用が進むよう協力を要請する。また、県内の状況について情報提供を行う。</li> </ul>	新社会推進部
--	--	--------

## イ 農林水産業、商工業における方針決定過程への女性の参画促進

<p><b>③④ 農山漁村における男女共同参画の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農山漁村において、男女共同参画を進めていくため、固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行や行動様式を是正するなど、あらゆる場における意識と行動の変革を進めるための啓発を実施する。</li> <li>○ 農業協同組合の理事、農業委員会の委員等、農林水産業分野における方針決定の場への女性の参画について、その取組を促進する。</li> </ul>	農林水産部
<p><b>③⑤ 農林水産業従事女性の能力・経済的地位の向上</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の経営における役割を適正に評価するよう、労働時間、報酬等を明確に文書化する等、就業環境を整えるよう「家族経営協定」の締結等を推進する。</li> </ul>	農林水産部

	<p>※ 家族経営協定……農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるよう、農業経営を担っている世帯員相互間のルール、取り決めを文書化したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農村女性リーダーの育成を通じて、女性農業者の経営参画を促進する。</li> <li>○ 農林水産業を通じて地域の振興を図るよう、女性のネットワークの形成を支援する。</li> <li>○ 漁村女性の起業を支援するため、研修や諸手続の支援等を行う。</li> </ul>	
⑬ 商工業における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族で商工業を営んでいる世帯について、女性の労働の適正な経済的評価、労働条件が確保されるよう、条件整備を進める。</li> <li>○ 商工業に従事する女性リーダーの活動について、一層の活性化が図られるよう支援を行う。</li> </ul>	商 工 部

#### 施策の方向(4) 女性の人材育成とチャレンジ支援

男女共同参画社会を実現するためには、女性が自らの意識と能力を更に高め、社会のあらゆる分野で力を発揮していく存在となっていく必要があります。様々な研修や講座を通して、幅広く政策・方針決定の場に参画し、男女共同参画社会づくりに向けた実践活動をリードしていくような女性の人材育成を進めます。

国際化が急速に進展する中、国際的動向を踏まえた取組を進める必要もあることから、国際的視野を持った人材の育成を図ります。

また、起業したい、キャリアアップしたい、ボランティアやN P O活動に貢献したいなど、様々な分野へのチャレンジを志す女性を応援するために、講座や参考となる情報の総合的かつ効率的な提供を行います。県男女共同参画センターにおいては、県内の関連情報のワンストップ化、ネットワーク化を図ります。

#### 【具体的施策】

##### ア 女性のエンパワーメント（力をつけること）機会の提供

⑭ 女性のエンパワーメントのための各種研修会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県男女共同参画センターにおいて、女性のエンパワーメントのための講座を実施する。</li> <li>○ 政策・方針決定過程へ参画する人材を育成するため、各種講習会、研修会等を実施する。</li> </ul>	企画・地域振興部 新社会推進部
⑮ 女性リーダー育成・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県男女共同参画センターにおいて、地域や団体、職場など、様々な分野で男女共同参画の視点に立った取組を牽引する女性リーダー育成講座の実施や、県民参加型交流事業での女性団体企画の実施等を行う。</li> </ul>	新社会推進部

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内で活躍している女性に対し、参画の促進・情報交換等のために、交流の機会を提供する。</li> <li>○ 「女性研修の翼」等を活用しながら、国際的視野を持つ女性リーダーを育成する。</li> </ul>	
--	---	--

#### イ 女性の起業支援等

③⁹ 女性の起業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに事業を起こす女性に対し、参考となる情報提供を行うとともに、必要な知識習得のための研修等の実施について検討する。</li> <li>○ 起業の計画段階での相談、資金調達の相談、開業後の助言等を行う。</li> <li>○ 大学、企業、N P O 法人等との連携を図りながら、男女共同参画の推進に向けた取組について、ソーシャルビジネスとしての展開を研究する。</li> </ul> <p>※ ソーシャルビジネス……社会的課題を、ビジネスとして事業性を確保しながら自ら解決しようとする活動</p>	新社会推進部 商工部
------------	---	---------------

#### ウ チャレンジ支援のための情報提供

④⁰ 関係機関でのチャレンジに関する情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 起業、キャリアアップ、ボランティア・N P O活動等へのチャレンジに関する情報の提供等を推進する。</li> <li>○ 自分が希望するチャレンジの具体的なイメージができるよう、身近なロールモデル等の紹介を行う。</li> </ul>	新社会推進部
--------------------------	--	--------